

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(里庄町消防団条例の一部改正)

第1条 里庄町消防団条例（平成18年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(里庄町行政不服等審査会条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 1 里庄町行政不服等審査会条例（平成28年里庄町条例第1号）第10条
- 2 里庄町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年里庄町条例第1号）附則第3条第4項及び第5項
- 3 里庄町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年里庄町条例第6号）第54条、第55条及び第56条

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。